

平成30年7月豪雨災害の現状について (第44報)

1 人的・物的被害の状況 (8/5 10:00現在)

(1) 人的被害

区分	人数	備考	
死亡	28名	直接死	25名 天応12名, 吉浦3名, 安浦4名, 中央2名, 阿賀1名, 音戸2名, 蒲刈1名
		関連死	3名
負傷	22名	重傷5名, 軽傷17名	

※ 負傷者数は、豪雨災害の直接起因による人数 (H30.7.6~8)

(2) 家屋の被害状況 (8/4 18:00現在)

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床下浸水	計
324	133	765	1,255	741	3,218

※ り災証明に係る現地調査完了件数による。

(3) 公共施設等の被害状況 (H31.2.28現在)

区分	被害施設数・箇所数等	主な被害施設等
① 公共施設 (学校, 福祉, 環境衛生, 産業振興施設等)	72施設	天応市民センター, 天応中学校, 安浦中央保育所, 呉市斎場, グリーンピアせとうち
② インフラ	941箇所	
公園	12箇所	二級峡公園, 串山公園
土木施設 (道路・河川等)	342箇所	市道内海市原線, 真光寺橋
農林施設 (農道・林道等)	251箇所	農道豊浜大橋線, 林道郷原野呂山線
港湾・漁港施設	24箇所	川原石第1物揚場, 仁方川尻新開護岸
上下水道施設	312箇所	二級水源地, 柳迫第一ポンプ所
③ 普通財産	21施設	山林 (苗代町, 豊浜町, 川尻町)

2 避難勧告等の発令基準の特例運用

地区・町名		土砂災害	洪水災害
安浦	安浦町大字中畑	○	○
	安浦町中央北1丁目, 安浦町中央1~5丁目, 安浦町内海北1~4丁目, 安浦町内海南1丁目	—	○

※ 上記の特例運用とは別に、平成30年7月豪雨により土砂災害が発生した地域については、避難勧告等の避難情報を通常より早めに発令する運用を行っています。避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域については、呉市ホームページでご確認いただけます。

3 仮設住宅等の状況 (8/5 10:00現在)

住宅の種類	入居世帯数	備考
公営住宅等	27世帯	市営17, 県営9, 民間社宅 (中国電力) 1
応急仮設住宅	借上げ型	民間借上住宅
	建設型	天応39, 安浦19
合計	183世帯	

※ 応急仮設住宅等における提供期限が近づいている方については、個々の事情に応じ、提供期間の更新、公営住宅の優先入居などの対応を行っています。提供期限を超えた方については、関係機関と連携し、本人の意向を踏まえて対応しています。

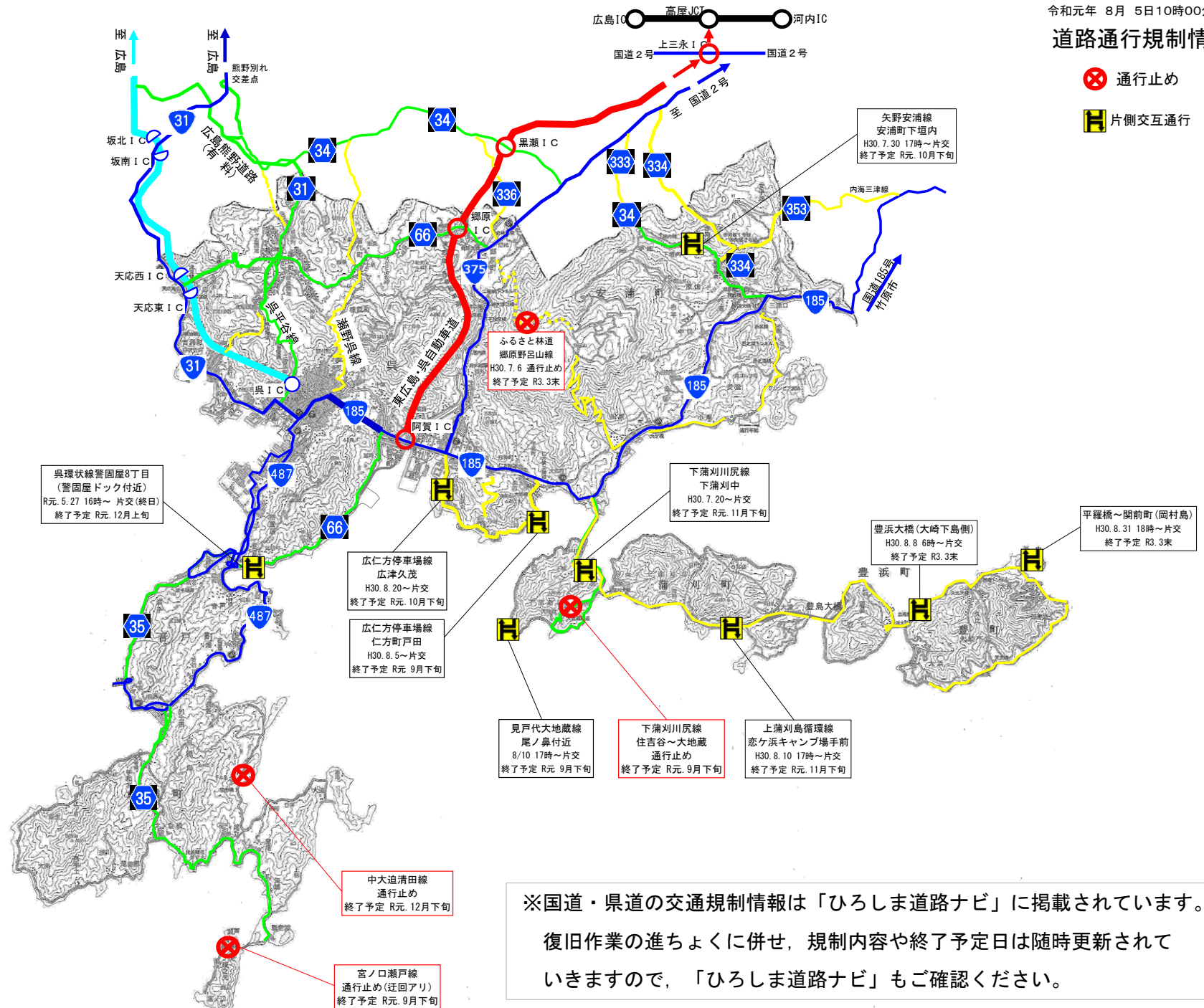
4 規制中の道路 (8/5 10:00現在) 【別紙参照】

※ 7月29日10時時点からの状況の変化なし

道路通行規制情報

⊗ 通行止め

⌘ 片側交互通行



令和元年8月6日

土木部 土木維持課
(インフラ強靱化(土木)プロジェクト)

災害復旧作業の進捗状況(見える化)への広島県公共土木施設災害復旧事業の掲載について

呉市が行う災害復旧工事などの箇所及び進捗状況については、土木維持課のホームページへ掲載し、平成30年7月豪雨災害復興支援情報として公開しているところですが、このたび、広島県が公共土木施設災害復旧事業により復旧を行う市内222箇所の情報についても、各地区の箇所表及び箇所図へ記載し、8月5日付けで更新を行いました。

今後も、広島県から情報提供を受け随時更新を行います。

○掲載している情報(8月5日現在)

- ① 呉市が施工する災害復旧工事で国庫補助対象となるもの
- ② 砂防ダム・治山ダム・急傾斜地等の災害関連緊急事業などで、事業実施が決まったもの
- ③ 広島県が施工する災害復旧工事で国庫補助対象となるもの【今回追加】

(参考) 広島県の公共土木施設災害復旧事業の概要

(箇所)

道 路	河 川	砂 防	急傾斜	橋りょう	合 計
86	52	80	2	2	222

令和元年8月6日

産業部 農林土木課
(インフラ強靱化(土木)プロジェクト)

農業用ため池の届出制度について

本年7月1日に農業用水の確保と決壊による災害の発生防止を目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。

法施行に伴い、農業用ため池の所有者や管理者は、ため池に関する情報をため池が所在する市町に届け出ることが必要となり、届出の受付を行います。

1 届出対象の農業用ため池

市内の農業用ため池（国又は地方公共団体の所有等98箇所を除く）
893箇所／991箇所（6月末現在）

2 届出受付期間及び届出先

(1) 届出受付期間

10月15日（火）から12月27日（金）まで

(2) 届出先

農林土木課

3 制度の広報（別添PRリーフを参照）

8月下旬から次のとおり広報を行います。

(1) ため池の所有者又は管理者へPRリーフの送付

(2) 農区長、農業委員への情報提供及び自治会へ回覧のお願い

(3) 市政だより10月号（9月10日発行号）、農業委員会だより（9月号）への掲載

(4) 呉市ホームページへの掲載

農業用ため池の届出書

年 月 日

広島県知事 様
()

届出者氏名 (法人・団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律 附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな			
ため池の名称			
ため池の所在地			
所有者	氏名(名称)		
	住所		
	代表者 (法人の場合)		
	共有者	他	名(別紙)
管理者	氏名(名称)		
	住所		
	代表者 (法人又は団体の場合)		
	管理の内容		
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)	
堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m3)	

[添付資料]

- 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ

農業用ため池の 届出制度が始まります



平成30年7月豪雨では、多くの農業用ため池が被災し、下流への甚大な被害も発生しました。このため、農業用水の確保と決壊による災害の発生防止を目的とした「**農業用ため池の管理及び保全に関する法律**」が施行されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池に関する情報をため池が所在する市町に届け出ることが必要となります。

Q どのようなため池が、届出の対象になるのでしょうか。

農業用に利用されるため池は、すべて対象になります。また、現在使用されていない場合でも、利用できる状態のため池についても、届出が必要です。

Q どのようなことを届出するのでしょうか。

ため池の名称、所在地、管理者の氏名等に加え、ため池の規模等を記入して届出します。詳しくは、裏面の様式をご覧ください。

Q いつから届出するのでしょうか。また、期限はありますか。

令和元年10月15日(火)から、ため池の所在する市町へ届出をしてください。また、届出は令和元年12月27日(金)までに提出していただく必要があります。

Q 届出の提出は、だれがするのでしょうか。

届出は、**ため池の所有者、又は管理者の方から提出**していただくことになります。
※管理者とは、ため池の操作、修繕などを行う方です。

《お問い合わせ先》

呉市産業部農林土木課

TEL 0823-25-3320

広島県農林水産局 ため池・農地防災担当

TEL 082-513-3655

記入のしかた

所有者

- 現在、所有されている方のお名前を記入してください。
- わからない場合は、土地の「登記簿」に記されている方のお名前としてください。
- いずれもわからない場合は「不明」としてください。

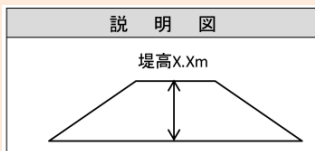
- 共有者がおられる場合は、おわりの範囲で別紙にお名前と住所を記入してください。

別紙 共有者一覧

氏名	住所
広島 次郎	岡山県●●町1200番地
広島 花子	岡山県●●市1700番地

諸元

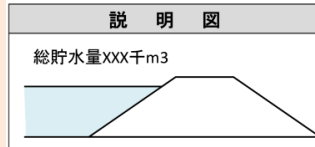
- 堤高



- 堤頂長



- 貯水量



様式第1号(附則第2条第1項関係)農業用ため池の届出

記入例

農業用ため池の届出書

令和元年 10月 31日

広島県知事 様
(●●町経由)

届出者氏名 (法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

岡山 太郎



住所

〒 ●●-●● 広島県●●市700番地

電話番号

082-●●●-●●●

農業用ため池の管理及び保全に関する法律 附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな	ひろしまいけ				
ため池の名称	広島池				
ため池の所在地	●●町 ◆◆ 1000番地				
所有者	氏名(名称)	広島 太郎			
	住所	〒 ●●-●● 岡山県●●市1300番地			
	代表者 (法人の場合)				
共有者	広島 次郎, 広島 花子	他 名(別紙)			
管理者	氏名(名称)	岡山 太郎			
	住所	〒 ●●-●● 広島県●●市700番地			
	代表者 (法人又は団体の場合)				
	管理の内容	「取水施設の操作」「ため池の維持(草刈等)」			
管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他(事務管理など)				
堤高(m)	10.5m	堤頂長(m)	30.5m	総貯水量(m ³)	1,500m ³

[添付資料]

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)

届出者

- 届出は、所有者あるいは管理者のいずれの方でもできます。
- 押印は認印で大丈夫です。

管理者

- 管理者とは、「取水施設(樋門など)の操作」「ため池の維持(草刈等)」「修繕」などを行っている方が該当します。
- 所有者が管理している場合は記載不要です。(水利組合員が所有者である場合も含まれます)

- 「取水施設(樋門など)の操作」「ため池の維持(草刈等)」「修繕」など、管理の内容をお書きください。

権限の種類は次のとおりとします。

- 委任: 所有者から委任され管理している場合。
- 賃借: 所有者から施設を有償・無償賃借で管理している場合。または農地の賃借に併せて、ため池を利用している場合。
- 共同(入会): 入会権等により共同利用している場合。